

都留市告示第 123 号

令和 6 年度都留市住民税非課税世帯支援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 12 月 23 日

都留市長 堀 内 富 久

令和 6 年度都留市住民税非課税世帯支援給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、エネルギー・食料品等の物価高騰に伴い、特に影響が大きい低所得世帯に対しての支援として実施する、都留市住民税非課税世帯支援給付金支給事業に関し、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 令和 6 年度都留市住民税非課税世帯支援給付金(以下「住民税非課税世帯支援給付金」という。)は、前条の目的を達するために、都留市(以下「市」という。)によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 住民税非課税世帯支援給付金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、令和 6 年 12 月 13 日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、令和 6 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による令和 6 年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)均等割が課されていない者である世帯をいう。)の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主

となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割のみが課されている者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第 4 条 前条の規定により支給対象者に対して支給する住民税非課税世帯支援給付金の金額は、1 世帯当たり 3 万円とする。

- 2 支給対象者の世帯に、基準日において対象児童(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者をいう。以下同じ。)がいる場合は、1 人当たり 2 万円を加算する。ただし、新たに出生した者等については、市長に申し出ることにより、加算の対象児童とする。

(支給の方式)

第 5 条 住民税非課税世帯支援給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和 6 年度都留市住民税非課税世帯支援給付金支給要件確認書(様式第 1 号。以下「確認書」という。)又は令和 6 年度都留市住民税非課税世帯支援給付金申請書(請求書)(様式第 2 号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第 3 号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号又は第 2 号による支給が困難な場合であると市長が認める場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が確認書又は申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が確認書又は申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が確認書若しくは申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する

方式

- 3 市長は、申請者が第 1 項の規定により確認書又は申請書を提出する際、必要に応じて、申請者の公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(支給の方式の例外)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、市長は、第 3 条に規定する支給要件を満たすことを確認できる世帯として市長が別に定める者に対し、住民税非課税世帯支援給付金の支給の申込みを行う。

- 2 前項の規定による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、令和 6 年度都留市住民税非課税世帯支援給付金受給拒否の届出書(様式第 3 号)による受給の拒否又は令和 6 年度都留市住民税非課税世帯支援給付金支給口座登録等の届出書(様式第 4 号)による登録口座の変更を申し出ることができる。

- 3 市長は、別に定める日までに前項に規定する申出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、住民税非課税世帯支援給付金を支給する。

(代理による提出)

第 7 条 申請者に代わり第 5 条第 1 項の規定による確認書又は申請書を提出することができる者(以下「代理人」とする。)は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 基準日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人若しくは代理権付与の審判がなされた保佐人又は補助人)
 - (3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの
- 2 代理人が確認書を提出するときは確認書の委任欄を記載し、代理人が申請書を提出するときは申請書に加え委任状を提出しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該代理人が支給対象者の委任した代理人であることを確認するものとする。
 - 3 市長は、代理人が第 1 項第 1 号の者にあつては住民基本台帳により、同項第 2 号

及び第 3 号の者にあつては市長が定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限等)

第 8 条 住民税非課税世帯支援給付金の申請の受付開始日は、市長が定める日とする。

2 確認書及び申請書の提出期限は、令和 7 年 3 月 10 日とする。

(支給の決定)

第 9 条 市長は、第 5 条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し住民税非課税世帯支援給付金を支給する。

(住民税非課税世帯支援給付金の支給等に関する周知等)

第 10 条 市長は本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 11 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 8 条第 2 項の提出期限までに第 5 条の規定による確認書又は申請書の提出が行われなかった場合は、当該支給対象者が住民税非課税世帯支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 9 条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 12 条 市長は、偽りその他不正の手段により住民税非課税世帯支援給付金の支給を受けた者に対して、支給を行った住民税非課税世帯支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 住民税非課税世帯支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保

に供してはならない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 12 月 23 日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和 7 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。

令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金支給要件確認書

令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金について、令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する可能性があるため、該当した場合の、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認し、令和7年3月10日(月)【必着】までに、この確認書をご返送下さい。

※回答期限までに返信が無い場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

支 給 方 法	口座振込
支 給 日	確認書を受理した日から○日後(例)
支 給 口 座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000 (口座名義)
支 給 額	30,000円
※こども加算の対象世帯となった場合には対象児童1人あたり2万円を加算した額が総支給額となります。	

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください)

☐ ①	世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
☐ ②	世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
☐ ③	他の自治体で住民税非課税世帯等に対する給付金およびこども加算の給付を受けていません。
☐ ④	こども加算の対象世帯となった場合には本確認書の返送をもって受給します。
※令和6年1月2日以降に新たに出生した児童がいる場合には別途申請をします。	

※①、②、③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金を受け取れます。

(④以外にいずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)

※同一世帯内に扶養している18歳以下の児童がいる場合、④にチェックしてください。(児童1人あたり2万円を受け取れます。)

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が

行われない場合、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、裏面の欄に記入して下さい。

表面口座に代えて（又は表面の口座欄が空欄の場合）、

☐下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

金融機関名			支店名		分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい			
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連			本・支店 本・支所 出張所		1普通 2当座								
金融機関 コード			店番号										

ゆうちょ銀行			店番 (6桁目がある場合は※欄に ご記入下さい)		/	口座番号 ※右詰めでご記入下さい				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい			
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。			1 0 ※										

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、都留市福祉課 (0554-46-5112)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代 理 人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所	
	代理人氏名				
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、物価高騰対応重点支援給付金の確認及び 請求を委任します。			世帯主氏名	署名（又は記名押印） 印	

のりつけ

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
※口座情報が記入された状態で本通知が届いた方で変更等ない場合は貼付の必要はありません。

のりつけ

本人（代理人）確認書類

①または②のどちらかを貼付してください。

①マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写真付きの書類の写し (いずれか1つ)
②健康保険証、介護保険証、年金手帳、住民基本台帳カード、学生証等の写し (いずれか2つ)

代理人申請時には申請者本人の確認書類に併せ、代理人の本人確認書類も必ず添付してください。

令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和6年12月13日時点の市区町村)
市長

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
			電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付して下さい(該当者全員)。令和6年1月1日時点の住所が、現住所の方は、本市に申告がされておきませんので、市役所税務課へ申告後、申請書を提出してください。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	性別	個人番号		課税者の扶養となっているか
				生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる場合は令和5年1月1日	
1	(申請者)	本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ なっている ☐ なっていない
2		本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ なっている ☐ なっていない
3		本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ なっている ☐ なっていない
4		本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ なっている ☐ なっていない
5		本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ なっている ☐ なっていない
6		本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ なっている ☐ なっていない
7		本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ なっている ☐ なっていない
8		本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ なっている ☐ なっていない
9		本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ なっている ☐ なっていない
10		本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ なっている ☐ なっていない

裏面も必ずご確認ください

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (※桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、都留市役所福祉課(電話0554-46-5112)にお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月8日(金)【必着】までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、給付金が支給されないこと。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 同一世帯について、他市町村において給付金を受給済ではありません。受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をいずれか一つご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)
※現住所と令和6年1月1日時点の住所が同一の方は提出の必要はありません。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

様式第 3 号(第 6 条関係)

令和 6 年度都留市住民税非課税世帯支援給付金受給拒否の届出書

都留市長 様

- 1 私は、「令和 6 年度都留市住民税非課税世帯支援給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2 本届出により「令和 6 年度都留市住民税非課税世帯支援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し、提出します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金 支給口座登録等の届出書

支給市区町村(※令和6年12月13日時点の市区町村)
都留
市長

1. 届出者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
		年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者(世帯主)本人名義の口座に限る。)

☐ ア 指定の金融機関口座への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(フリガナのみ) ※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

☐ イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ☐ 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月10日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高騰対応重点支援給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

☐ 『令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金 支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。